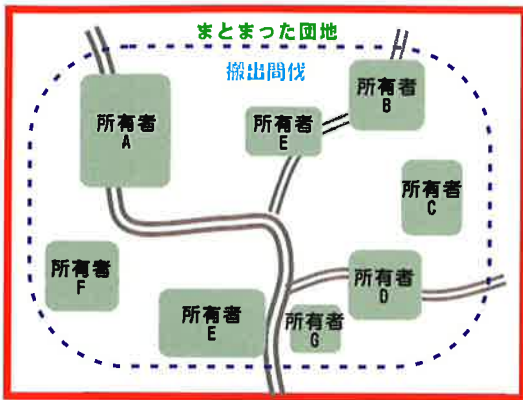


# 補助事業が大きく変わります



## これからの「(新)森林経営計画」

まとまった山林を面的に整備  
搬出間伐が補助対象  
作業道の開設・維持管理も計画  
個別施業地だけでは補助対象外  
小規模の植林や下刈りは補助申請が困難

## 組合に委託される方

### 団地施業

集約化団地  
(搬出間伐)

森林作業道

林業専用道



久万林業活性化プロジェクト

## 新しい造林補助制度 森林環境保全直接支払制度

### 造林事業 補助金

森林経営計画に参加している山林が対象  
5ha以上のまとまった山林が対象  
最低1haあたり10m<sup>3</sup>以上の木材生産が必要  
木材生産を確認するための中間検査が必要  
作業道の開設や補修も合わせて一体的に整備  
単独の個別施業は補助対象外

森林経営委託契約書や登録内容の更新をお願いしています。

電話番号 0892-50-0075 FAX 0892-50-0081